公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由（7条該当号）	担当局	担当
令和8年9月1日	令和8年9月15日	2026年8月17日に次の内容で公開請求を行いました。 ―――――――――――――――――――――――― 中央区の令和８年度「予算事業別調書（広聴・情報発信関係事業）」には次の記載があります。 事業名：広聴・情報発信関係事業 事業目的:多様化・高度化する市民・区民ニーズに対応し、市民・区民の視点に立ち地域の実情に応じた柔軟な施策展開を図るべく、「市民の声」や意見箱等によって本市市政・区政に関する市民・区民からの意見・要望等を常時受け付け、市民・区民への説明責任を果たすとともに市民・区民からの意見・要望・アイデア等を市政および区政に反映する。 事業内容:多様化・高度化する市民および区民のニーズに対応し、市民・区民の視点に立ち地域の実情に応じた柔軟な施策展開を図るべく、「市民の声」や意見箱等によって本市市政・区政に関する市民・区民からの意見・要望等を常時受け付け、市民・区民への説明責任を果たすとともに市民・区民からの意見・要望・アイデア等を市政および区政反映に努める。 事業実施に至る背景・経過:「市政改革プラン3.0」において、市民ニーズを的確に把握できる区役所の強みと高い専門性を持つ局の強みを互いに活かしながら、業務の制度所管局と区役所が連携し、市民サービスの向上を目指すとしている。市民の視点に立ち地域実情に応じた柔軟な施策展開を図るべく、「市民の声」等によって本市市政・区政に関する意見・要望等を常時受け付け、市民・区民への説明責任を果たすとともに意見・要望・アイデア等を市政・区政に反映する必要がある。 この「広聴・情報発信関係事業」に関する予算の中には、市民局に配付する区民アンケートの委託料が含まれていますが、この「区政に関する区民アンケート」により、 ・市民ニーズを的確に把握し ・多様化・高度化する市民・区民ニーズに対応し ・市民・区民の視点に立ち地域の実情に応じた柔軟な施策展開 が可能であると考えた根拠が示された文書を公開してください。 要するに、この「区政に関する区民アンケート」がその実施目的を達成できると考えた根拠が示された文書です。 ただし、中央区は８月７日の回答で「本事業の必要性や妥当性、目標達成可能性の改めての検証等は行っておりません」としています。 請求対象文書が不存在なのであれば、「情報公開条例解釈、運用の手引き」に記載されている通り、「なぜ作成または取得していないのか」ということを明記した上で不存在決定を行ってください。 ―――――――――――――――――――――――― これに対して中央区は不存在決定(令和８年８月31日付大中魅第108号)を行いました。 決定理由は次のとおりとなっています。 区民アンケート調査について、中央区においては取組の指標や目標達成の判断根拠ではなく各事業の見直しや改善の参考資料としていることから、「この『区政に関する区民アンケート』がその実施目的を達成できると考えた根拠が示された文書」については当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 しかし、当該決定における決定理由は以下の通り手続き上および公開請求の趣旨の解釈上の重大な瑕疵があり、行政不服審査や判例等の観点からも適正な処分とは言えません。 1．□なぜ作成・取得していないのか」という理由付記義務（条例および手引き）の不履行 決定理由に記載された「区民アンケート調査について、中央区においては取組の指標や目標達成の判断根拠ではなく各事業の見直しや改善の参考資料としていることから」との記載は、中央区における運用実態を示すに過ぎず、なぜ請求対象文書が存在しないのかという理由の説明になっていません。 請求対象文書は、予算事業別調書に記載されたこの区民アンケートの実施目的が達成できると考えた根拠が示された文書です。中央区におけるこの区民アンケートの使用実態は関係なく、これは不存在理由にはなりません。 つまり、この決定には「大阪市情報公開条例解釈・運用の手引き」で求められている「なぜ作成または取得していないのか」という具体的な経緯・理由の記載を欠いており、処分理由の提示（理由付記）として不十分です。 (続く) (続き) 2．■求趣旨の不当な誤認（すり替え）および探索・特定義務違反 請求対象文書は「予算事業別調書に掲げられた事業目的を達成できると考えた根拠文書」です。処分庁が「アンケート結果を参考資料として使っているか否か」は請求の要件ではありません。 処分庁は請求趣旨を「参考資料としての活用実態に関する文書」であるかのように独自に縮小・誤認解釈しており、本来探索すべき対象文書の特定・検索義務を正しく果たしていません。 つきましては、改めて、2026年８月17日と同内容で公開請求を行いますので、請求趣旨を正しく把握した上で、適正な決定を行ってください。 【請求対象文書】 令和８年度「広聴・情報発信関係事業」に含まれる「区政に関する区民アンケート」により、予算事業別調書に掲げる以下の目的 ・市民ニーズを的確に把握し ・多様化・高度化する市民・区民ニーズに対応し ・市民・区民の視点に立ち地域の実情に応じた柔軟な施策展開 が可能であると考えた根拠が示された文書（実施目的を達成できると考えた根拠文書）。 なお、公開請求において、中央区が８月７日の回答で「本事業の必要性や妥当性、目標達成可能性の改めての検証等は行っておりません」としていることを指摘としています。 （中央区役所所管分）	不存在		中央区役所	魅力推進課（区政企画グループ）
令和8年9月10日	令和8年9月24日	市民局が取りまとめて行っている令和７年度実施分の「区政に関する区民アンケート」の実施決裁文書には、この区民アンケートの実施目的として次のとおり記載されています。 １　業務名称 令和７年度区民アンケート調査業務 ２　目的 全区共通的に取り組んでいくべき今日的な課題のうち、区民のニーズ・意見等を把握する必要がある項目について、今後の施策・事業の見直しや改善のため、無作為抽出した区民に対してアンケートを実施する。 この区民アンケートの結果をもって、「今後の施策・事業の見直しや改善」に向けた検討の内容が記載された文書を公開してください。 なお、この請求は市民局のみを対象とするものではありません。市民局及び全区役所を対象とします。 また、対象文書が不存在である場合、「情報公開条例解釈・運用の手引き」に記載されている通り、不存在理由に「なぜ作成または取得していないのか」との理由を明記したうえで不存在決定を行ってください。 （中央区役所所管分）	不存在		中央区役所	魅力推進課（区政企画グループ）
令和8年9月16日	令和8年9月29日	【請求目的・背景】 中央区の不存在決定(令和８年９月15日付大中魅第121号)の不存在理由は次のとおりとなっています。 区民アンケートの調査について、中央区においては取組の指標や目標達成の判断根拠ではなく各事業の見直しや改善の参考資料としていることから、「令和８年度『広聴・情報発信関係事業』に含まれる『区政に関する区民アンケート』により、予算事業別調書に掲げる以下の目的 ・市民ニーズを的確に把握し ・多様化・高度化する市民・区民ニーズに対応し ・市民・区民の視点に立ち地域の実情に応じた柔軟な施策展開 が可能であると考えた根拠が示された文書(実施目的を達成できると考えた根拠文書)。」については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。 【請求対象文書】 中央区において、「区政に関する区民アンケート」の結果を「各事業の見直しや改善の参考資料」として活用した具体的な実績または事例が確認できる公文書。 具体的には、予算事業別調書にこの区民アンケートの目的として記載されている ・市民ニーズを的確に把握し ・多様化・高度化する市民・区民ニーズに対応し ・市民・区民の視点に立ち地域の実情に応じた柔軟な施策展開ができていることを確認できる文書です。 （中央区役所所管分）	不存在		中央区役所	魅力推進課（区政企画グループ）